

歳末たすけあい募金

令和7年度助成金交付申請の手引き



この助成金は白山市民の皆さまに、
「誰もが安心して暮らせる地域づくりのために」と、
ご協力いただいた歳末たすけあい募金が財源です。

白山市共同募金委員会

白山市倉光八丁目16番地1 福祉ふれあいセンター

社会福祉法人白山市社会福祉協議会内

TEL：276-3151 FAX：276-4535

歳末たすけあい募金の助成金について



赤い羽根共同募金

1 助成の目的

白山市共同募金委員会は、共同募金運動の一環として、地域住民やボランティア・NPO 団体、民生委員児童委員、社会福祉法人等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、高齢者、障害者、子ども、若者、福祉サービスを必要とする人など誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開し、地域において孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図ることを目的に、歳末たすけあい助成金を交付します。

2 助成対象の団体

白山市内で活動する社会福祉法人や特定非営利活動法人、地域福祉活動を行う住民団体及び福祉団体、ボランティア団体、学校等です。

3 助成対象となる事業

(1) 民間福祉施設等機器備品購入助成

市内にある民間福祉施設を対象に、継続的に使用し利用者のQOLの向上に資する機器・備品で、白山市共同募金委員会が認めたものの購入費用を助成します。(原則として消耗品は除きます。)

(助成事業の例)

- ・施設内での余暇活動（レクリエーション）に使用する機器・備品の購入等。

(2) 歳末地域福祉・交流事業助成

- ①年末・年始の時期に、地域や家庭とのつながりを深めることを目的に、福祉施設・福祉団体等が主催する福祉活動や事業に助成します。
- ②社会的孤立や経済的困窮にある生活困窮者、虐待、権利擁護など今日的な生活課題を抱えた方や自然災害により被災した方々への支援活動のほか、感染症の影響等により、地域で増加する子どもと家族をめぐる生活課題に取り組む活動
および高齢者・障害者への支援活動、またはその解決・予防に向けた取り組みや事業に助成します。

(助成事業の例)

- ・福祉施設や団体等が主催する、地域住民との交流事業。

※事業を実施することで、福祉施設利用者と地域住民、または地域住民同士の
つながりを深めることができるもの。 例) クリスマス会、餅つき大会等

- ・生活困窮者に対する食料支援事業。
- ・ひきこもり当事者やその家族の支援に関する取組み。
- ・社会的排除や孤立を予防・防止するための研修会の開催。
- ・権利擁護や成年後見制度の周知・啓発事業。
- ・感染症対策を施したうえで、子どもや障害者、高齢者等への見守り支援活動。

※ただし、次の事業は対象にしません。

- ・国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業。
- ・設立開始後、満1年を経過しない団体。(ただし、必要性が認められる場合はこの限りではない。)
- ・構成員の互助共済を主たる目的とする事業等、社会福祉的な性格の明らかでない事業または団体。
- ・政治、宗教、組合、反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある等の手段として行なう事業や、営利のために行なっているとみなされる事業。
- ・当年度において共同募金との重複感をあたえるような寄付金の公募を実施またはしようとする事業。
- ・助成による効果が期待できない事業。

4 助成金の額及び基準

No.	助成事業	助成金の額及び基準
1	民間福祉施設等 機器備品購入助成	・ 1施設・事業所1申請までとし、金額の上限は <u>200,000円</u>までとし、100円未満は切り捨てるものとする。 ・ 前年度同助成を受けた施設・事業所は、翌年度の申請をすることはできない。 ・ 応募が配分可能額を上回った場合、優先順位を審査のうえ、助成決定となる。 ・ 継続的に使用する機器・備品とし、原則消耗品は除く。

2	歳末地域福祉・ 交流事業助成	・ 1 施設・団体につき 1 事業の助成とし、複数事業の申請はできない。 ・ 助成額の上限は <u>50,000円</u>とし、その他、白山市共同募金委員会が特に認めるものは上限 <u>200,000円</u>とし、100円未満は切り捨てるものとする。
---	-------------------	---

5 助成対象となる経費及び助成対象とならない経費

助成対象経費	
諸謝金	講演会や研修会等の講師への謝礼など (構成員や会員に対しての謝金は対象外)
旅費交通費	事業で必要となる電車、バス運賃、ガソリン代の実費など
消耗品費	用紙、文具、景品代など
通信運搬費	切手、はがき、郵便代など
損害保険料	行事保険など事業実施にかかる保険料
賃借料	会場借り上げ料(冷暖房費含む)、機器備品等のレンタル料など
食材料費	クリスマス会等の事業で使う食材料の費用、会議や交流会で使用するお茶、お菓子代など。 (弁当代や食事代等の飲食費用は対象外)
機器備品購入費(民間 福祉施設等機器備品購入助成)	利用者のQOLの向上に資する機器・備品の購入費用 (継続的に使用する機器・備品とし、原則消耗品は除く。)
雑費	その他上記以外のもの

対象外経費
借入金の償還又は利息の補填金、積立金に繰り入れる資金、人件費、会員や構成員のみを対象とした慰労会や忘年会等の飲食費用(食糧費)は対象外。

6 応募方法

- (1) 所定の申請書(3枚)に必要事項を記入の上、白山市共同募金委員会事務局(白山市社会福祉協議会窓口)に、令和7年11月14日(金)までに提出してください。
- (2) 申請書等は、白山市社会福祉協議会のホームページからダウンロードできます。

7 交付決定及び助成金交付

- (1) 令和7年12月中旬に、申請者に対して審査結果を文書により通知すると共に、助成金請求書を郵送します。
- (2) 助成対象団体は、助成金請求書を白山市共同募金委員会事務局に、令和8年1月8日（水）までに提出してください。
- (3) 助成金については、令和7年1月中旬に指定口座に振り込みます。

8 実績報告

- (1) 実績報告書は、事業が終了次第もしくは令和8年3月25日（水）までに提出してください。
- (2) 提出時には、活動がわかる写真と領収書（コピーでも可）の添付が必要です。
- (3) 実績報告書を提出されない場合は、助成金を返金していただきます。
- (4) 実績報告書は、白山市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。

9 助成の明示

- (1) 共同募金の助成を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源にした事業であることを、案内チラシ等に明示してください。
- (2) 共同募金の助成を受けて備品を購入した場合は、共同募金で購入したことがわかるよう、目立つところに共同募金のシールを貼ってください。なお、シールが必要な場合は白山市共同募金委員会事務局までご連絡ください。
- (3) 共同募金のロゴマークは白山市社会福祉協議会ホームページ上よりダウンロードできますので、ご活用ください。

10 助成金の返金・事業計画の変更

- (1) 何らかの理由で事業が実施できない場合
- (2) 計画していた事業を変更する場合

※上記の場合は、白山市共同募金委員会事務局までご連絡ください。

11 共同募金運動への参加

赤い羽根共同募金運動（歳末たすけあい）にご理解・ご協力いただき、募金箱を設置していただく等の共同募金運動に積極的にご参加ください。

12 助成金交付の流れ



10月14日 交付の手引き、申請書の公開

- 白山市社会福祉協議会ホームページ等でご案内します。

10月14日～11月14日 申請書の提出

- 提出期限：11月14日（金）（期限厳守）
- 提出先：白山市共同募金委員会事務局及び白山市社会福祉協議会窓口

12月中旬 助成金交付決定等通知

- 審査結果をお知らせします。
- 助成金の交付が決定した団体は、助成金請求書を提出してください。
（様式は助成金交付決定通知に同封いたします。）

1月中旬 助成金の交付

- 助成金請求書の提出を確認後、指定された口座に助成金を振り込みます。

※事業計画を変更する時は、
白山市共同募金委員会に必ず連絡してください。

事業終了後 助成金実績報告書の提出

- 添付資料：事業の概要がわかるようなチラシ、事業の写真、事業にかかった費用の領収書（コピー可）
- 提出期限：令和8年3月25日（期限厳守）
- 提出先：白山市共同募金委員会事務局及び白山市社会福祉協議会窓口